

会長就任のご挨拶

静岡県弁護士会 会長
渥 美 利 之



平成24年4月に私は、静岡県弁護士会会長に就任いたしました。謹んで皆様へ就任のご挨拶を申し上げます。

さて、私が本年度力を入れて取り組みたい問題の1つとして、法曹養成問題があります。

最近では、特に都会において就職できない弁護士すら出る状況になっているとの話を耳にしますが、弁護士法は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」（同法1条）と定めており、経済的競争原理のもとでの自然淘汰の論理には馴染まないものはずです。

国民の皆様への法的サービス（法律相談や裁判での代理活動など）を提供することが弁護士の職務ですから、法曹の質を維持・向上させることは、弁護士会の生命線と自覚しなければなりません。我々は、一人ひとりが自らの経験を生かし、法曹養成に真摯且つ全力で取り組む必要があります。そして、当会としても、さらに質の高い法的サービスを皆様へ提供できるよう、より強固な、法曹養成制度を構築していきたいと考えております。

第2に、当会特有の課題として、東海地震対策問題があります。同地震が30年以内に発生すると言われて既に30年を経過しました。昨年3月11日に発生した東日本大震災は、当県及び当会に対する重大なる警告と捉えなければなりません。

一方で、当会の東海地震対策は未だ完成されたものとは言えません。確かに、これまでに、災害対策規定を制定し、災害組織を設立し、災害対策マニュアルを作成し、災害関係のシンポジウムを開催し、災害対策士業種連絡会を立ち上げる等の活動を重ねて参りました。これをさらに一歩進めて、現に東海地震が発生して一定期間が経過し、

法律の専門家による相談や助言が必要とされるような状況になったとき、弁護士会として早急に動ける態勢を準備することが必要です。さらに、公共団体及び隣接士業種等との対外的な連携態勢も整える必要があります。

もちろん、現在継続中の東日本大震災の救済支援活動も引き続き行っていかなければなりません。前年度、当会からは多数の会員を被災地に派遣し法律相談に参加し、あるいは県内の被災者の方々への相談会なども開催いたしました。この流れを受け、本年5月1日に、当会は原子力損害賠償支援機構と契約を締結し、県内に避難されている原発事故の被害者の皆様が無料で法律相談を受けられるよう、体制を強化いたしました。本年度の災害対策活動は、静岡県弁護士会全体で取り組んでいきたいと思っております。

第3に、弁護士会と弁護士は、各種委員会を通じて、公益活動に尽力して参りました。この活動こそが、他の業種にはない、弁護士会の存在価値であると心得ております。経済的利益ばかりを追っている国民の皆様からの信頼を得ることはできません。全ての委員会において、将来に向けた展望と目標を打ち立てて、その成果を弁護士会としてとりまとめたいと考えております。

その他、修習生の給費制問題、取調べの可視化、国選付添人制度等々、弁護士会が取り組まなければならない課題が山積しております。私は、弁護士会が問われている種々の課題に精一杯取り組む所存です。一年間、何卒、よろしくご支援をお願い申し上げます。

以上